

協働環境委員会会議録

令和4年12月14日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:32

【 案 件 】

1. 議案第 91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第 93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
4. 議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例
5. 議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
6. 議案第114号 指定管理者の指定(飯塚市市民公園体育施設)
7. 議案第116号 ふくおか県央環境広域施設組合理約の変更について
8. 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

【所管事務調査】

1. 性犯罪性暴力対策の取組について

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の155ページをお願いします。第1条において、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2261万円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ139億3538万8千円としようとするものです。今回の補正は、本年度上期の実績などを基に、決算見込額を精査しまして、増額となっております。令和3年度の補正予算で、医療給付費が大幅な増になると見込み、それに伴い、医療費の財源となる普通交付金を県から交付されましたが、見込みほど医療費が伸びず、繰越金が多くなったこと、併せてこの普通交付金の返還金が発生することが、予算総額の増額の主な要因として挙げられます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。166ページをお願いします。2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、今年度前半の実績を基に精査したことから、3625万8千円の減額の見込みとなっております。

次に、168ページをお願いします。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、令和3年度の県負担金等の超過交付分を返還するもので、先ほど説明しました普通交付金返還金等1億8100万7千円を計上しています。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。予算書の160ページをお願いします。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計しまして、5237万9千円減の20億158万7千

円を計上しております。この減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症による減免額を当初予算では見込んでおりませんでした。約3470万円の減免が見込まれることが挙げられます。

次に、161ページをお願いします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金につきましては、主に先ほど説明しました高額療養費等の減額補正の影響、他の県補助の増額により、89万3千円を減額しております。

162ページをお願いします。5款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定事業繰入金の額が増額する一方、職員給与費等分が減額の見込みである影響などにより、総額で777万6千円を減額しております。その下の5款繰入金、2項基金繰入金につきましては、財源不足を補うため、8949万9千円を減額し、750万円とするものです。6款繰越金につきましては、令和3年度の繰越金2億9083万1千円を計上しております。

最後に、158ページをお願いします。令和5年度から、市で実施している国保特定健診、一般会計がん検診、若年者健診等の集団健診の受診率向上を図るため、予約受付、受診勧奨の架電受電業務を民間にアウトソーシングすることとしています。国庫特定健診の受診券を4月上旬に郵送するため、4月からこの業務が始まりますので、今年度中に業者を決定する必要がありますことから、債務負担行為を設定しております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと一つだけ質問をさせてください。一般会計からの繰入れが13億円ということなんですけれど、国保会計全体を見て、大体苦しいのか、いいのか、順調にいつているのか、全く分からないのですけれど、その辺はどうなのですか。

○医療保険課長

全体としてということですが、今年度の財源調整を給付費等準備基金がありまして、その繰入金で最終的に財源調整を行っておりますけれど、今年は繰越金が多くございましたので、その分で、若干、繰入金が約1億円ほどを繰入れする予定でしたが、750万円になっておりますので、そこで見いただくと、財政的にはちょうどいいといえますか、適正なのかなというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の209ページをお願いします。第1条におきまして、既定の予算の総額から歳

入歳出それぞれ3572万6千円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ20億7174万5千円としようとするものです。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出予算についてご説明いたします。214ページをお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、今年度4月、5月に収納した保険料など4996万7千円を繰り越して納付するため、3746万1千円増の20億2739万3千円を計上しています。

次に、歳入予算についてご説明いたします。212ページをお願いします。4款繰越金につきましては、令和3年度の出納閉鎖期間、令和4年4月及び5月の収納分の保険料4979万7千円を計上しています。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例について」補足説明をいたします。

議案書の70ページをお願いいたします。これは、穂波東グラウンドを体育施設に加え、穎田グラウンドに照明設備を増設したため、関係規定を整備するものでございます。

穂波東グラウンド、これは、旧の穂波東中学校のグラウンドにつきましては、本年度防球フェンスやトイレ設置等の工事を行い、体育施設としての環境整備を実施しております。また、穎田グラウンドにつきましても、本年度、現在ある照明に加え、6基を増設する工事を実施し、夜間において半面利用しかできなかったものを全面利用できるようにしております。

これにより、穂波東グラウンドにつきましては、施設名称及び位置、利用時間、利用料金等を追加し、穎田グラウンドについては、全面利用の照明料金を新たに設定する一部改正を行うものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、少しだけ。71ページのほうで新旧対照表があるんですけど、その中で、改正後のほうで、穂波東グラウンド、今説明のあった分が、利用時間として、6時から8時までになっているんですけど、他の上下の穂波グラウンドとか筑穂グラウンドと比べると、2時間の差があるんですけど、そこは何か理由があってこの時間を設定されているのでしょうか。

○スポーツ振興課長

今回の穂波東グラウンドについては、照明設備がまずついておりません。照明設備がある施設につきましては、午後10時までといたしております。当然、午後8時までといたしており

ますが、冬場とかは使えませんが、夏場は8時まで使えると考えておりますので、こういう形で時間で整備をさせていただいております。

○永末委員

あと、すみません、分かりましたら、穂波東グラウンドと先ほどの穎田の照明の分の予算が、今回整備がどのぐらいの金額でされたのか、教えていただけますか。

○スポーツ振興課長

穂波東グラウンドにつきましては、これは予算額になりますけれども2590万円、そして、穎田グラウンドでございますけれども、こちらのほうは2560万円となっております。

○永末委員

穂波東グラウンドの2590万円というのは、造成費みたいな感じになるのですかね。それとあと、さっきの穎田のほうは、照明の設置費用というふうな感じによろしいですか。

○スポーツ振興課長

穂波東グラウンドにつきましては、もともと穂波東中学校のグラウンド部分でございましたけれども、トイレが相当老朽化しておりました。それで、トイレを新たに設置工事を行います。そして、既存トイレの解体、そして、ちょうど道路に面しておりますので、防球フェンスがちょっと低くて、倒れたりとかしておりましたので、ボールが外に出ないように、防球フェンスを新たに設置する費用でございます。穎田グラウンドについては、照明の設置工事分のみとなります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の74ページをお願いいたします。これは、健康の森公園市民プールの券売機の入替えにより、プリペイドカードを発行する仕様から、回数券を発行する仕様へ変更するため関係規定を整備するものでございます。健康の森公園市民プールのプリペイド対応の券売機は、購入から約20年が経過しております。読み取り不良や、印字不良等の不具合が発生しております。今回券売機を購入することで、不具合を解消するものでございます。なお、プリペイドカードを購入することで得られた付加価値分を、回数券で対応することといたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

この条例の76ページに基本金額が2時間というふうにありますけれども、実際に使う分は2時間と1時間の分があるというふうに聞いておりますけれども、これに載っていないのはどういった理由があるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

今健康の森公園市民プールについては、指定管理者制度を導入いたしております。まず条例の中で料金表、料金体系を決定いたしておりますけれども、今現在、指定管理者のほうで、サービスの提供という形で、それぞれ条例とは違う形で、1時間の料金とかという形の料金設定がなされているものでございます。

○金子委員

2時間の利用でも、条例に書いていないけれど、1時間の利用でも認めているということですよ。そうしたら、その1時間の利用に関しても、回数券というのは用意されるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

実際、その回数券、こういう形で機能としてはございますので、指定管理者のほうと協議をいたしまして、それぞれ回数券の発行についても決定をしていきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

今回、回数券にされるということですが、プリペイドで20年使われた機械もありますよね。利用者としては、プリペイドのほうが利用価値が高いと思うのですが、回数券にされた理由を教えてください。

○スポーツ振興課長

確かにプリペイドカードのほうが、利便性という形では優れております。1枚のプリペイドカードがあって、複数人数分の利用券を購入することができます、そのプリペイドカードによって。ただし今回、回数券という形で、その回数券の分もそれぞれ何人分とかいう形でも利用はできるんですけども、料金がそれぞれ異なったりとかする形で、ちょっと分かりにくいという不便さがございます。今回こういう券売機の購入に当たりましては、プリペイドカード対応の券売機というものも考えましたけれども、購入コストが相当に高い。以前、今の市民プールができたときに、プリペイドカード発行ができる券売機を購入いたしましたけれども、その費用分というか、全体管理をするためにそういう券売機を購入いたしましたのですけれども、今回は一般的な、食堂とかでも使えるような、1回1回押したらぽっと出てくる券売機、汎用型の券売機で、ただし回数券も発行ができるという形での券売機で考えたところでございます。

○吉田委員

大分値段が違うのでしょうか、導入費用は。

○スポーツ振興課長

費用対効果を考えまして、今回こういう形の券売機を購入させていただいたところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

プリペイドカードの付加価値分は、回数券でということですが、具体的にどういうことですか。

○スポーツ振興課長

プリペイドカードは、5千円で購入をして5500円分使えるというものでございます。ですので10回分、今回、回数券の設定としましても、10回分購入をして11回使えるという形での設定をいたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、今もしかしたら議案の上程のときに説明があったかもしれないんですけど、今利用しているプリペイドカードというのは、今後はどうなっていくのですか。

○スポーツ振興課長

今利用者の方が持たれているプリペイドカードについては、今後も使えます。券売機購入を新たにすわけですけれども、実際、今市民プールのほうに屋内と屋外を合わせて4台の券売機がございます。そのうち2台が、プリペイドカード発行ができる券売機です。4台ともプリペイドカードを読み込むことはできます。そして、発行する2台が、ちょっと故障が多いというところで、その分を新たに購入して、取り替えるわけですけれども、読み込むことができる券売機については、屋内、屋外1台ずつ置きますので、今お手持ちのプリペイドカードを使うことはできます。ただし、発行ができなくなるということになります。

○永末委員

私も持っていますので分かるのですが、それで購入して、時間が印字されるカードが出るのではないですか。それを実際通して利用するような感じになっていると思うのですが、その仕組みは変わらないのですか。それは時間が印字されていて、正確に、たしか入った時間が印字されて、出る時間がちょうど1時間というふうな感じになると思うのですが、ちょっとほかのプールとはちょっと違う、そこが違うのですが、その辺りの流れは変わらないのですか。

○スポーツ振興課長

その流れは変わりません。ただし、これまで自動で券売機に時間が刻印されておりましたけれども、その分を受付のところであるということになります。

○永末委員

最後、要望で終わりますけれど、稲築のほうの「なつきプール」のほうとかだと、1時間で1時間10分つくんですよね。今飯塚のほうだと、1時間で1時間というふうな感じだと思うので、その辺りの10分とかの配慮がちょっとあれば、いろいろ利用もしやすいのではないかとということで、自分も利用者として、そういった声も聞きますので、ちょっと検討のほうもお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の79ページをお願いいたします。これは、市民公園のテニスコートを整備したことに伴い、関係規定を整備するものでございます。市民公園のテニスコートにつきましては、本年度、現在ある8面のテニスコート全面を、人工クレーコートへ改修する工事を実施しております。また、北側コート4面については、夜間での利用が可能となるための照明を整備する工

事を実施しております。これにより、利用料金の変更、利用時間の変更、照明料金を追加する条例の一部改正を行うものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、一点だけ。今、クレーコートというふうなことを言っていましたけれど、それは、現状がどんな感じで、クレーコートとはどういうもので、何かそれをするによって、何かどういうふうな効果があるのか、ちょっと説明を補足していただけますか。

○スポーツ振興課長

現在のクレーコートは、普通に校庭とかの土のグラウンドに線を引いたものでございます。これを今回、人工クレーコートというものに改めるわけですけれども、これについては、まず水はけがよくなります。それと、普通の土のグラウンドの場合であれば、どうしても利用によって凹凸ができてきますので、イレギュラーをしやすくなります。ただし、人工クレーコートについては、基本路盤をしっかり造り上げますので、イレギュラーがなくなります。それと、先ほど言いました少々の雨でも使えるコートになります。一般的には砂入り人工芝コートというのが今、人工芝の上に砂をまいたような状態のコートが普及をしておりますけれども、機能としては、その機能を全て持つような形になります。ただ、人工芝部分、それと、それに入れている砂、これがちょっと材質が違うという形で、クレーコートに近い、何と言うのですか、グラウンド面をしますけれども、機能としては、室内人工芝のコートと同じような機能を持つということでご理解いただければと思います。

○永末委員

それが面数としては変わらないのですか。取りあえず面数は変わらないけれども、その使用といいますか、土の状態を変えるような感じですかね。ちょっと面数とかも分かりましたら、一緒に教えていただけますか。

○スポーツ振興課長

現在、8面クレーコートがございましてけれども、これを全て8面ともに人工クレーコートにいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

改正後が、一般が1コート400円となっております、改正前は1コート200円で倍になっているということなのですが、この根拠というか教えてください。

○スポーツ振興課長

まず、料金改定に当たりまして、先ほど申しましたように、機能は相当にグレードアップをいたしますというのが、まず一点でございます。それと、今回こういうふうな整備をいたしましたけれども、よく言われている数字としては、約15年ほど、利用の状態によっても変わりますけれども、15年ほどすれば、また改修が必要になってきます。その際のコスト、それとランニングコストを考えて、今回料金設定をさせてもらっています。それともう一点、近隣のテニスコートの料金、これを参考にいたしまして、今回、前回からは倍になりますけれども400円という形の料金設定をさせていただいたところでございます。

○金子委員

せっかくですので、近隣のコートとは、もう少し具体的に教えてください。

○スポーツ振興課長

まず、県内のテニスコートの料金を、ある程度整備の整っているテニスコートの料金をちょ

っと調べました。福岡市とかであれば、大体1時間800円程度になります。北九州市が500円弱。あと、私どもが参考にしたのが、筑豊地区でよく大会が行われているもの、これはまず、直方市西部運動公園でございますけれども、こちらのほうが、1時間550円、それと今、筑豊緑地、こちらのほうが2時間でございますが680円となっておりますので、400円とさせていただきますところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたしたいと思います。採決いたします。「議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 指定管理者の指定（飯塚市市民公園体育施設）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第114号 指定管理者の指定（飯塚市市民公園体育施設）」について、補足説明をいたします。

議案書の84ページをお願いいたします。本案は、現在建設中の飯塚市総合体育館を含め、3施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めため提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯塚市総合体育館ほか2施設でございます。指定管理者となる団体は、一般社団法人飯塚市スポーツ協会でございます。同団体につきましては、現在、市内体育施設等の指定管理者として管理運営を行っているところでございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。指定候補者の選定については、飯塚市指定管理者選定委員会が10月7日、10月21日の2回開催され、10月27日に選定委員会委員長より市長へ報告がなされております。

議案書86ページ、指定管理者指定議案資料をお願いいたします。1. 施設の概要、87ページ、2. 指定管理者となる団体の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。3. 非公募により選定を行った理由につきまして、ご説明いたします。今回指定管理者の選定に関しましては、非公募で行ったところでございます。非公募にした理由といたしましては、当該団体の目的が、スポーツ活動を通じ、市民の健康、体力の増進及び相互の親睦、運動技術の向上を図り、併せて本市のスポーツ振興に寄与することであり、総合体育館等の施設の設置目的である市民のスポーツ振興、健康増進及び活力ある地域づくりに寄与することに一致していること。当該団体が、市内スポーツ団体の代表者や各地区体育振興会等で構成され、効果的な施設運営が期待できること。同団体が実施する各種体育事業により、市民の多様なニーズに応えることができること。また、同団体が地域に根差した団体であり、地域、市民団体等と連携が取れ、市民公園体育施設の活用を含め、市民の交流を促進することができることと判断し、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条ただし書の規定に基づき、非公募としたものでございます。

議案書の88ページをお願いします。指定管理料の上限額は、年5449万5千円としております。5. 選定評価結果につきましては、600点満点中433点、率にして72.2%の評価結果でございました。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

まず、先ほど非公募により選定を行ったと言われていましたけれども、もう少しその非公募になったその理由、具体的な活動、例えば、スポーツ推進の普及活動とか、各種体育事業、もう少し詳しく教えてください。

○スポーツ振興課長

まず、指定管理を今回非公募で実施したということで、非公募とするに当たって、本市において指定管理者制度運用のガイドラインというのを設けております。その中でちょっと該当するところを読みますけれども、「法人その他の団体と施設の関係が密接不可分にある場合、又は団体の役割と施設の設置目的・機能が一致する場合など、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合」というのが一つございます。これに基づいて、今回スポーツ協会を指定管理者選定に当たって、非公募といたしたところでございますけれども、これに加えて、スポーツ協会の設置目的が、先ほど申しましたけれども、「スポーツ活動を通じ市民の健康、体力の増進及び相互の親睦、運動技術の向上を図り、併せて本市のスポーツ振興に寄与すること」というのがスポーツ協会の設置目的でございますので、今回建設いたしております総合体育館の設置目的と一致をいたします。また、スポーツ協会は、市内スポーツ団体及び各地区の体育振興会で構成をされております。多様なニーズに対応できるとともに、地域との連携が取れることから、効果的な管理が可能となります。これがガイドライン1に対応することでございます。これに加えて、市と協会は、現在本市のスポーツ環境の課題及び今後のビジョンを共有いたしまして、協力して取組を進めている団体でございます。これの一つといたしまして、まず、本年より本市で取組を行っておりますスポーツツーリズム、これは、各種のスポーツ大会を誘致し、多くの方に本市を訪れていただき、地域の活性化を目指す取組でございます。ただ、スポーツ大会を誘致するには、地元の競技団体の協力が不可欠でございます。飯塚市スポーツ協会は、それらの競技団体より構成されております。これまで施設規模が小さかったりとかしてできなかったものが、今回新たにできる可能性がある。それについて競技団体のほうも、今後より一層活性化を図れると考えております。もう一点が、健康づくりの視点でございます。現在本市においても、健康寿命の延伸、フレイル予防のための取組を行っているところでございますが、市スポーツ協会、これは構成団体である体育振興会、各地区にございますけれども、そこと連携をし、いろんな事業をすることによって、この目標が達成すると考えておりますので、今回こういう形で非公募とさせていただいたところでございます。

○金子委員

スポーツツーリズムと健康づくりがあったということですね。分かりました。あともう一つ、84ページに選択の方法及び理由のところなんですけれど、そこを少し読ませていただきますと、「飯塚市指定管理者選考委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討し」というふうにあります。この比較検討というのは、今回非公募だったので、何と比較したのか、もう少し詳しく教えてください。

○スポーツ振興課長

今回比較検討をさせていただいたのは、これまで現在ある今の第1体育館を含めた管理体制、それと今回提案がなされた新たな総合体育館での管理体制との比較でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

新体育館とまたその周辺のテニスコート、運動公園の在り方というのは、今後の飯塚市の方

向性にも影響してくるような大きなものだと思います。当初特別委員会を設置しながら、この辺りも検討してきた経緯はありましたので、かなり行政としても、しっかりと検討を重ねていかれている部分かと思うのですけれど、今先ほど課長の答弁のほうで、非公募にして、飯塚市スポーツ協会にしっかりと任せていきたいというふうな意思の表れだったかと思うのですけれど、今言われたある程度そのビジョンを共有してというのは、市のビジョンとスポーツ協会のビジョンを共有してというふうな答弁だったのでしょうか。

○スポーツ振興課長

現在のスポーツ環境に関する市の課題、それと今後どういうふうにしていくことが望ましいのかということについては、スポーツ協会と定例会を行っておりますので、その中ですり合わせを行っているところでございます。

○永末委員

スポーツ協会と共有している市の課題というのは、それはスポーツの部分なのかと思うのですけれど、その辺りどういう部分を例えば、こう共有してこの辺りが課題としてあるので、一緒にその辺りを改善させていきましょうみたいな話なのかと思うのですけれど。少し具体的にありましたら教えていただけますか。

○スポーツ振興課長

まず、組織面で言ったときに、それぞれスポーツ協会を構成する競技団体が二十数団体ございますけれども、それが全て活発に動いているかと言われれば、そうではない状態があります。それにはいろんな問題、役員の高齢化であったりとか、施設のあるなしであったりとか、いろんな要素がございますが、いろんなイベントであったり、大会であったり、指導も含めて、やはりその役員の方たちそれぞれ競技団体が活発に動ける体制というのが必要になると思っております。それが一番の近道だと思っておりますけれども、そこをどういうふうに活性化するかというところが一つございます。それと、生涯スポーツの普及という点でいえば、ある程度高齢者、それと学生というところは、スポーツをする方が多いわけですが、普通の働いている世代、年代というところの運動機会が非常に少ないという状況がございます。ここをどういうふうに、何というか、環境を整えるか、それによって、その後に来る、年をとった後も動ける身体、体力づくりというところを、どういうふうにつけていくかというところが課題だと感じております。

○永末委員

今課長のほうが答弁ありました部分を、懸念ではないですけれど、いろんなほかの公共施設指定管理をされている施設を見ながら、やはりその指定管理者の力量と申しますか、どの程度、そこを取りあえず管理さえすればいいんだというの、それはもう契約の中で決まった範囲内でのことなのでしょうけれど、やはりそれをどれぐらいの思いを持って市と共有していけるかというのは、やはり結果としての違いが出てくるのではなからうかと思うので、その辺りはしっかり、もしこの議案がとおりましたら、しっかりとその辺りは市としても強力的に、指定管理者の支援ではないですけれど、一緒にやって市の課題を解決していく方向性をぜひやっていただくべきだと思います。

あと大会誘致の話があったかと思うのですけれど、実際にこの議案の中にも、自主事業みたいな形でその大会誘致の部分とか挙げられているのですけれど、これも今の段階で分かる範囲で構わないのですけれど、どういったスポーツの、どういう規模の大会とか、そういうのを誘致しようというふうには考えられているのか、ちょっと教えていただけますか。

○スポーツ振興課長

来年度新体育館がオープンいたしますので、今もいろんな大会誘致、これは今の現段階においては、行政のほうで行っております。今対象というのは特に絞ってはいません。全国大会、九州大会、広く飯塚の地に人が訪れてくれるような大会を今誘致いたしております。今予約段

階で決定しているものとしても、全国大会が1つ、今話をいただいております。九州大会については、相当数の数を今いただいております、主なものといたしましては、来年インカレの九州大会、これ2種目開催をすることは決まっております。それ以外にも、相当数九州大会規模の大会をしてもらえる状況とはなっております。

○永末委員

ぜひ、恐らくももとの新体育館の建設の目的として、複合化だと思うのですが、いろんな体育館を1か所に集約して、規模も大きくしてというのは、その辺りの大会誘致をしっかりとやっていこうというところがもともとあったと思いますので、そこは正直、造ってそれを運営されていくのであれば、この誘致というのはすごく力を入れていくべきだと思います。今全国大会とか九州大会というのがありましたので、ぜひその辺りも、課のいろんなマンパワーの状況とかもあると思うのですが、やはりしっかり市としてやっていくべきだというふうに思います。

あと、スポーツツーリズムという単語をさっき言われたかと思うのですが、もう少しちょっとそのイメージをちょっと教えていただけますか。何かちょっと分かるようで分からないので。

○スポーツ振興課長

スポーツツーリズムと申しますのは、まず一つのきっかけとして、スポーツを使って私も飯塚市にいろんな方たちを呼び込みたい、呼び込もうという取り組みです。ただし、これまでは大会がありました、その方たちは試合が終わってすぐ帰る。そのためのアプローチとかも、特にいたしておりませんでした。私どもスポーツ振興課でいえば、来られて大会が無事に終わって、お疲れさまでしたと言ってももう帰られるということになります。宿泊を伴う場合についても、それはお客様のほうで全て手配をしてください。ちょっと私どもは分かりませんというような、極論からすればそういうふうな対応でございましたけれども、来られるに当たっては、市内に宿泊施設がこういうのがありますよと、金額もこれぐらいで提供ができます。夜ご飯を食べる場合については、こういう食事をするところもありますよ、またお土産を買う場合は、こういうところがありますよとかいう形で、スポーツをきっかけに、市内に訪れた方たちに、そういう情報提供を積極的に行います。そして、そういう施設のほうにも、観光施設も含めてでございますが、そういう形で誘導をしながら、市の活性化を最大限求めるという取り組みでございます。

○永末委員

かなりその辺りしっかりとやるのかやらないかによって、なんでしょうね、地域に落ちる消費といえますか、が全然変わってくると思うんですよね。やはり泊まれるのか、そのままもう終わって帰るのかというので全然違うので、泊まっていれば当然市内の宿泊施設も潤いますし、もしかしたら、夜飲みに行かれたりとかということで、飲食店とかも潤ったりすると思いますので、その辺りはぜひこうやっていただくとともに、いろんなこの宿泊施設であるとか、飲食店であるとか、そういうところも、こういうことを今飯塚市として、一つの方策として、地域経済活性化の方策としてやろうというふうに考えているのではというの、きちんと情報としてやはり落としていくほうが、相乗効果が生まれると思いますので、その辺りまでぜひしっかりとやっていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 指定管理者の指定（飯塚市市

民公園体育施設)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 福岡県央環境広域施設組合理約の変更について」を議題いたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境対策課長

「議案第116号 福岡県央環境広域施設組合理約の変更について」の補足説明をいたします。

議案書の94ページをお願いいたします。今回の規約の変更につきましては、福岡県央環境広域施設組合により策定されています「ごみ処理施設の集約化に関する方針」に基づき、令和5年度から2つの可燃ごみ処理施設を休廃止する再編が行われますこと、同方針に基づく新たなごみ処理施設の建設に関する事項の追加及び施設組合事務局職員の人件費に関する規定の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。変更点の説明につきましては、95ページからの新旧対照表により説明いたします。

まず、施設組合事務局職員の人件費に関する規定の変更ですが、右側の改正前の欄を御覧ください。96ページになりますが、別表15の項「桂苑、穂波苑、筑穂園の総務に関する人件費」と、16の項「ごみ燃料化センター、リサイクルセンター及び汚泥再生処理センターの総務に関する人件費」を削除し、前のページ、95ページの1の項の「15の項及び16の項を除く」を削除するもので、総務に係る人件費を1の項にまとめるものであります。

次に、令和5年3月31日の施設再編をもって、嘉麻市岩崎に所在するごみ燃料化センターが廃止となりますので、改正前の欄の5の項「ごみ燃料化センターに関する経費」を削除し、以下、項番号を順次繰上げています。また、左側の改正後の欄で、2の項「桂苑に関する経費」において、経費を負担します関係市町に、新たに嘉麻市を加えるものであります。

最後に、新たなごみ処理施設の設置に関する事項として、96ページの左側の改正後の欄の最後に、新たに14の項を追加するもので、経費負担割合を人口割100%とするものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

新旧対照表の中にあります15、16というところで、今度嘉麻市が新たに桂苑を利用するというので、人口割合ということになっていきますけれど、旧の対照表では、割合のところの数字がパーセンテージで表示してあります。今度の14項のところには、人口割という、附則でしたかね、そこの説明書きしかしてありませんけれど、現状のところの見込みというのは、どのぐらいのパーセンテージになるのでしょうか。これは桂苑を含んだところと認識はあるのですけれど、全体のところのパーセントと、桂苑のみの経費のところが分かれば、そこら辺を説明していただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:55

再開 11:05

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

桂苑に関する経費につきましては、95ページの2の項になりますが、改正前は、飯塚市と

桂川町の実績は100%で、その搬入量により負担割合が決められることとなっております。改正後は、ここに嘉麻市が加わりまして、従前の負担割合を継承していただくことで、関係市町の承認も得ております。また、96ページ、14の項に追加したものは、令和12年度開設予定の新清掃工場建設に係る経費の負担割合でありまして、この負担割合を人口割100%と定めるものでございます。

○吉田委員

桂苑の関係については分かりました。この14項の新旧対照表の新しいほうですね。今現状でどの辺までどう進んでいるのか、令和15年の開設予定で進まれているということなんですけど、今現状でどこら辺まで決まっているのか、分かる範囲をお答え願えますか。

○環境対策課長

現在のところですが、新聞報道でも発表がありましたが、新工場の建設の候補地が決定しておりまして、その候補地の用地取得のための交渉を現在行っているところでございます。まだ、交渉がまとまっておりませんので、詳細なスケジュールはありませんが、今後のスケジュールとしましては、現在、令和12年度の開設目標に向けて取り組んでいるというところでございます。

○吉田委員

先ほど何か令和15年と言われて、今12年と言われたみたいな気がしますけど、それとともにもふくおか県央環境広域施設組合の中に小竹町さんも参加されております。従前はし尿のところだけだったと思うんですけど、小竹町さんの立ち位置というか、ポジションのところだけちょっと教えていただけますか。

○環境対策課長

新工場の建設の目標年度は令和12年度となっております。それから、小竹町に関しては、従前どおりし尿と火葬の関係で組合に加入しておりまして、ごみ処理のほうは、加わる予定はございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。本案全般に対する質疑を許します。なお、質疑に際しましては、まず、提出者または執行部のどちらに対する質疑であるかを明確にした上で発言していただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○吉田委員

先日、前回の委員会のごときにご提出いただきました資料のことについて、執行部にお伺いしたいと思います。まず、議員提出議案の第7条から第8条にかけて、禁止区域に関する規定があります。既に、資料によりますと208の自治体が条例を制定しているという答弁もございましたが、その中で禁止区域を設定されている自治体の数はどのぐらいあるか、分かるようであればお知らせください。

○環境整備課長

調べた範囲でお答えいたしますと、208自治体のうち、34自治体、約16.3%が、禁

止区域を設定されております。

○吉田委員

208のうち禁止区域を設定されているのが34自治体ということではありますが、この太陽光事業に関してどの自治体も対応に苦慮されているのではないかと思います。34自治体以外の自治体が禁止区域を設定していないことは、どのようなことか、分かればお願いします。

○環境整備課長

提出条例案には条文はございませんが、神戸市またほかの禁止区域の設定がある自治体の条例を見ると、当該区域として、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域がありますが、ただし書として、法律に基づいて、特定施設の設置が許されている場合は、この限りではないと規定がございます。逆に禁止区域を設定しない自治体につきましては、以前に説明したように、このような区域で開発を行う場合は、都道府県知事の許可が必要であると、上位法で規定されていることから、禁止区域を設定していない自治体が多いのではないかと考えております。

○吉田委員

208の自治体の中には、届出であったり、許可であったり、自治体ごと、様々ありますが、禁止区域を設定している34自治体の中で、許可制としている自治体はあるのでしょうか、そこら辺が分かれば。

○環境整備課長

34自治体中17自治体でございます。

○吉田委員

この17自治体についてはかなり厳正に規制をかけているのではないかと思います。実際のところ17自治体のうち、条例によって太陽光事業がストップしたところは、あるのかないのか、その辺は分かれますか。

○環境整備課長

質問委員が言われます、ストップしたところということですが、私どものほうでは確認できるところはございません。

○吉田委員

次に、引き続き、執行部のほうにお尋ねします。議員提出議案の第24条に、報告の徴収及び立入り調査の規定がありますが、FITの日程などについて報告や立入り調査については、どのようになっているのか、分かれますか。

○環境整備課長

FITの認定の報告等については、再エネ特措法に基づき、経済産業大臣は、認定事業者等に対し、発電設備の状況など、必要な事項に関し、報告させ、またその職員に認定事業者等の事務所や、認定事業発電設備の設置する場所に立入り、帳簿、書類、発電設備等を調査させることができ、また、推進機関に対しましても、同様に積立金、管理業務等に必要な事項について報告させ、またその職員に、推進機関の事務所に立入り、帳簿、書類等を調査させることができる、検査させることができると規定されております。また、電気事業法においても同様に、報告及び立入り検査に関する規定がございます。

○吉田委員

その報告や立入り調査を受けて何らかの問題があった場合、どのような対応が図られますか、法律上では。

○環境整備課長

その後の対応といたしまして、再エネ特措法に基づいては、認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備の的確な実施に必要な指導及び助言を行うこととされ、認定計画に従って、再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができると規定されております。また、電気事業法に

おきましては、技術基準に適用していないと認められるときは、技術基準に適用するように、事業用電気工作物を修理し、改造し、もしくは移転し、使用を一時停止すべきことを命じ、また、その使用を制限することができる」と規定されております。

○吉田委員

その事業者が、その命令に違反した場合について、どのような対応がなされるのか、お願いします。

○環境整備課長

再エネ特措法に基づきまして、認定を取り消すことができると規定されております。

○吉田委員

次に、国の法の整備状況について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○環境整備課長

国の法整備の進捗でございますが、先に、新たな動きとして、本年10月7日に、経済産業省、農林水産省をはじめとする関係省庁を含めた再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会において、提言が公表されております。その内容をご説明いたします。

1、森林法に基づく林地開発許可の対象となる許可基準の引下げ、規制規模が1ヘクタールから0.5ヘクタール引き下げるようになっております。2番目としまして、一定規模の発電事業に係る住民説明会等の義務化、3番目としまして、非FIT、非FIP案件に対する検討などが主な内容として協議が進められております。

次に、盛土規制法につきましては、さきの委員会において第3回目のワーキンググループの開催、同じく第3回目の防災対策検討会が開催されたことをご説明申し上げておりましたが、先般第4回目のワーキンググループが開催されるなど、着々と法整備に向け準備が進められております。

なお、盛土規制法につきましては、来年5月26日までに施行されることとなっており、その内容につきましてはほぼ具現化されております。

○吉田委員

それでは、太陽光発電事業というのは2011年の震災以降には新たに発生して翌年だったと思いますけど、太陽光事業がスタートしたと、国の法整備状況についてお尋ねしたいのですが、当初からどのような形の経緯でここまで来たのかというのを、お願いしたいんですけど分かりますか。

○環境整備課長

経済産業省に関係するもので申しますと、2012年7月にFIT法が施行されました。その後、5年が経過した2017年4月に改正FIT法が施行され、同時に、事業計画策定ガイドラインが策定されております。このガイドラインにつきましては、毎年、改定が今日まで行われているような状況でございます。それから、本年4月に改正FIT法の一部改正が行われております。その主な内容につきましては、固定価格買取りのFIT制度に加えて市場連動型であるFIP制度の創設、そして廃棄等費用の積立て制度の導入でございます。

次に、環境省に関連するもので申しますと、2016年に太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、第1版が策定され、2018年には、同ガイドライン第2版が策定されております。また、2020年には、太陽光発電の環境配慮ガイドラインが策定されております。

最後になりますが、国土交通省と農林水産省の共管法としまして、先ほど申し上げましたが、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が令和4年5月27日に公布され、1年以内に施行されることとなっております。

○吉田委員

ちょっと聞いただけでは分かりませんね。今の経過をお聞きする限り、私の理解では固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電に様々な法整備が進められてきているのではないかと思います。その点を踏まえて、太陽光事業者に関して、執行部は、どのようなお考えをお持ちなのか、お答えできますか。

○環境整備課長

質問者が言われますように、現在、太陽光発電に関する様々な法整備が行われているものと認識いたしております。また、どの自治体も地域によっては様々な課題を抱えており、太陽光発電事業だけでなく、開発事業、その他の事業に係る開発行為に苦慮されているのではないかと思います。熱海市の事故を踏まえ、盛土規制法については、かなり踏み込んだ内容になっており、先ほども申し上げましたが10年前からすれば、関係法令も合わせて、規制の強化が図られていると考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

先日、南関町のほうが、このような条例を制定したとお聞きしておりますけども、そのことは御存じなのか伺いたします。

○環境整備課長

新聞等で拝見はさせていただいております。

○佐藤委員

内容については御存じですか。もし内容と、うちの条例、提出されている条例との違い等を知ってあればお答えください。

○環境整備課長

南関町でございますが、以前、大雨が降った際に発電設備の開発にとって、設備が被害を受けたというふうなこともあったことから、法整備ができたのではないかなというふうにお見受けしております。新聞内容としましては、説明会の開催など、事業についてそういう条例がなかったことから、住民の理解を得る条例がなかったことから、制定の要因になったのではないかなというふうに認識しております。

○佐藤委員

委員長、忘れていましたけれども、私の質問は執行部に対して行います。できれば条例の中身、条例等を取り寄せて、私は研究する必要があると思っております。

それでは次に、議員提出議案第10条に、周辺関係者への説明とあります。周辺住民への説明不足などが住民トラブルの原因の一つではないかと感じております。本市では、自然環境保全条例において、住民説明会を遵守義務としていると思っておりますが、住民説明会を開催しない場合、どのようなペナルティーがあるのか伺いたします。

○環境整備課長

本市の条例で申し上げますと、指導及び勧告を行い、応じない場合は、公表できるとされております。

○佐藤委員

以前、神戸市でも、住民への説明不足により、住民が反発しているという説明がありました。ほかの自治体でも同じようなことが起きていると思います。本市では既に説明会等を義務づけた自然環境保全条例がありますが、ほかの自治体では、本市と同様の条例がある自治体があるのか、伺いたします。

○環境整備課長

調べた範囲で申し上げますと、208自治体の中で、本市と同様の条例、同様の条例を制定している自治体につきましては、1自治体でございます。

○佐藤委員

それはどのような条例でしたか。

○環境整備課長

本市とはほぼ同様な内容の条例になっております。説明会の開催の義務づけ、必要に応じて関係者との協定の締結、指導及び勧告、命令等の規定がございます。

○佐藤委員

条例を制定した208ある自治体のうちに1自治体なんですね。ほかの自治体ではこれまでに説明会を義務づけた条例がなかったということもあり、この条例の制定に至ったのではないかと私は考えます。

次に、議員提出議案第11条に、特定事業の実施に係る許可とありますが、その条例を制定されている自治体が全て許可制なのか、お分かりになればお答えください。

○環境整備課長

調べた範囲で申しますと、208ある自治体のうち、許可制が40自治体、19.2%、届出が159自治体、76.4%、その他認定などが9自治体、4.4%となっております。

○佐藤委員

許可が40、届出が159と大きく開きがありますが、このことについて執行部のご見解をお示しください。

○環境整備課長

住民説明会の開催などを義務づけた条例を規定することにより、地域住民とコミュニケーションを図ることを前提に制定は考えられたのではないかと思います。また、国の状況等を鑑み、許可制でなく、届出制を制定している自治体が多いのではないかと考えております。

○佐藤委員

市は市民と同じ立場にいないといけないのではないかと私は思います。もし市が許可を出したとすれば、立場的に、国県に対し、市民の意見を申入れたりすることができなくなるのではないかと感じております。

それでは、議員条例案第12条に、許可の基準等について、第1項第1号には、条例案第5条第2項に規定する施設基準に適合とありますが、それぞれについて違反した場合のペナルティーはあるのかお伺いいたします。

○環境整備課長

前回、提出しました資料11ページの吹き出し部分になります。御覧いただけますでしょうか、一番左の吹き出し、第5条第2項の網かけ部分についてご説明いたします。まず、災害の発生の防止に関しましては、森林法に基づき、都道府県知事の許可が必要となりますが、災害を発生させるおそれがあると認められる場合は、許可がおりないものと考えられます。

次に、構造の安全性に関しては、電気事業法に規定はございますが、これに違反した場合は、300万円以下の罰則が科せられます。最後に、施設の維持管理、廃止後の措置に関しましては、再エネ特措法施行規則に規定はございますが、これに違反した場合は、最終的に、認定の取消しとなり、上位法により包含されていると考えております。

○佐藤委員

これ、国の法整備が進んでいると私は思っております。

次に、議員提出条例案第19条に廃棄等費用の確保及び管理について、第1項に廃棄等費用に関わる現金を金融機関に預け入れなければならないとありますが、国においては、2022年4月の改正FIT法により、解体等に要する費用を経済産業大臣が許可した推進機関へ積立てすることが義務化されてあると説明がありましたが、その積立てを行う対象者について確認いたします。

○環境整備課長

対象としましては10キロワット以上全ての認定事業者となっております。

○佐藤委員

今の答弁によると、固定価格買取制度が始まって以来、全ての認定事業者に積立て義務があるという認識でよろしいですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

積立てする期間についてお伺いいたします。

○環境整備課長

10年間でございますが、期間、または調達期間が終了する日から起算して、10年前からの10年間でございます。例えば、2020年から開始した20年間の認定事業で申しますと、10年後、2030年から2039年まで、終わりの10年間で積立てを行うこととなります。

○佐藤委員

先ほどの答弁で、208もの自治体が条例を制定しているとのことでしたが、その背景にはどのようなことがあると認識されているのか、お伺いいたします。

○環境整備課長

背景でございますが、2012年7月に再エネ固定価格買取制度が開始されたのを契機に、太陽光発電の普及が加速いたしました。一方で事業に係る住民とのコミュニケーション不足等も生じておりました。本市におきましては、従前から、太陽光発電に限らず、森林などの開発事業に対し、1千平米以上の一定の事業につきまして、住民説明会等々の対応を図っておりますが、本市のような条例をお持ちでない自治体につきましては、このような事案が顕著に発生していたことから、各自治体で条例の制定が行われてきたものと認識しております。また、国が2017年に、太陽光発電における事業計画策定ガイドラインを策定し、条例を含む関係法令を遵守することを遵守事項としました。それに違反した場合は、認定取消しの対象としたことも、各自治体において条例制定する大きな要因になったのではないかと考えております。

○佐藤委員

国の整備がものすごいスピード感で私は進んできたのではないかと考えております。この条例において、提出議案の条例において、やはり大切なのは禁止区域、それと許可制なのか、その辺が大切になってくると思います。お聞きしますけれども、国県が許可をして、市が許可を出さないということは現実的に可能なのか、どういう認識なのかお伺いいたします。

○市民環境部長

今のご質問であれば、国もしくは県が許可を出した場合に市が許可を出さないということが出来るのかというご質問だと思いますが、率直に申し上げて、かなり厳しい状況であると思えます。というのは、やはりまず憲法があって、その下に法律があって、法律の下に政令、省令がございます。その下に、各公共団体の、県の条例、あと私どもの自治体の条例というふうな、法的な位置づけと言いましょか、そういうふうなことでありますから、その辺を踏まえて申し上げますと、今質問者がおっしゃっていることに対する回答としては非常に厳しいということであるかと思えます。

○佐藤委員

そうなんです。多分、国県の法律等々を守って事業認可を出す。そして、国県が許可をする。そして市が出さないということになれば当然、法を守っているわけですから、事業者は訴訟を起こすように行くと思うんですね。その場合に、そういう例があるのか、そのことを御存じなのかどうか、お伺いいたします。

○市民環境部長

そのような事例ということでございますが、今私どもが確認しているのが、ある県である自

治体がある事業者から、訴訟を起こされたということで、内容的には、先ほど質問が佐藤委員のほうからありましたように、県の森林法に基づく県に申請をしている段階であって、市にも申請をしている段階で、その段階の途中で、その市が許可を出さなかった。このときにまだ森林法に基づく申請中、審議中、県のほうはですね。県のほうは審議中でその自治体は、申請を受けて、許可を出さないという判断をしている。それに対して、事業者がなぜ許可を出さないんだということの内容で、訴訟を起こしています。

結果的に申しますと、訴えは、却下ということになっています。この却下の理由なんですけれども、1つが、まだ森林法を審議中であるということが1つ。まずはその審議、森林法に基づく許可なのか、不許可なのかの結論がまだ出てない状況であるという理由が1つ。2つ目が、まだ、要は、こちらの法律でまだ審議中なので、まだ結論は早いのではないかという内容で、却下ということになっております。この辺はちょっともう少し詳しくは調べたいと思いますけれども。

○佐藤委員

そうですね。やはり法律が優先するんだと私は思います。これを今まで聞いてみても、国県が許可をする。そして市が許可をせんということは厳しい。そして許可をするということになれば、市民の声を届ける市が、ちょっと違う立場になるのではないかと私は思います。先ほど国が、早急に法整備を進めてきたということなんですが、国の動きはこれで止まるのかどうか、もっと先に法整備を進めていくのかどうか、その辺の認識はどうお考えですか。

○環境整備課長

先ほどもご回答させていただきましたが、国のほうにつきましては、これからも厳格化、適正化が図られていくというふうに我々は認識しております。

○佐藤委員

多分審議の方向性、審議内容とかは、情報公開で出ると思いますので、その辺の動向を見極めることは、私は今後もしていくべきだろうと思います。執行部からも説明がありましたように、国の法整備も進められており、特に盛土規制法に関しては、太陽光発電に関することや罰則規定についてなど、スピード感を持って検討が進められていると感じております。私が調べたところでは、今後ガイドライン等も示されるということであり、それらの状況を注視する必要があるのではないかと思います。また、他市の条例、特に許可制にしているところが、法整備も進み、条例を制定して、苦慮しているところもあるのではないかと考えます。できれば委員会として、その生の声を聞くべきだと考えますし、また、聞かずに採決に挑むべきではないと思います。委員会として無理なら、私個人としてでも自費でそういう声を聞いてきたいと、私は思っております。委員長において取り計らいをよろしくお願いいたします。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

今の佐藤委員の質問とダブるかもしれませんが、あの盛土規制法について、もう少し教えてほしいんですが、令和4年5月27日公布で、その1年後に施行ということで、第4回ワーキング会議で内容は、課長の説明によりますと内容はほぼ具現化されているというような発言があったと思いますけど、分かる範囲でもいいですから、どういうふうに具現化されているか、ちょっとご説明いただけますか。

○環境整備課長

これまで宅地造成等規制法でございましたが、特定の開発行為における盛土行為についての規制しかございませんでした。熱海市の事故を踏まえて、今回新しく改正された盛土規制法が新たに制定されました。規制区域としまして、従来各市街地部分の規制区域に加え、人家等に被害を及ぼしうる市街地の平地部、農地、森林エリアを広く規制します。従前の盛土行為に加

えて、土捨て行為や一時的な堆積等についても、規制の対象となります。また、この盛土規制法では、太陽光発電や風力発電を設置目的とした盛土についても規制対象となることが示されております。先日、特定盛土等に伴う災害の防止に関する基本的指針が公表されております。その中で、太陽光発電に係る対応としまして、一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ、同法に基づく、許可等が必要になると示されております。なお、加えまして、罰則としまして、無許可行為、命令違反等については、最大で懲役3年以下、また、罰金1千万円以下とするなど、法人は3億円と書いております。かなり厳正に対応が図られていくものと感じております。

○城丸委員

今、聞いた限りでは本当はかなり厳しくなるのではないかとということで期待をしております。今飯塚にできております太陽光発電についても、多分これが施行されていたら、かなり規制ができたのではないかとというふうに個人的には思っております。それと、先ほど10月7日に再生可能エネルギー検討会というのがあったということで、森林法については、許可が1ヘクタール以上から0.5ヘクタール以上になるとか、そういうことを説明されておりましたけど、その中に住民説明会という言葉が出てきたと思うんですが、これは国が義務化するということで、そういうことですか。

○環境整備課長

国のほうが説明会等を義務化するというふうに明記されております。

○城丸委員

そしたら例えば、先ほど質問ありました自然環境保全条例の中で、住民説明会を規定されているから住民説明会をするということですけど、この場合は、これが施行されれば、住民説明会は義務づけられるということですよ。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 11:49

再開 12:00

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」について、継続審査とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

金子委員から「性犯罪・性暴力対策の取組について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

最近、男女共同参画、あるいはジェンダー平等という言葉がよく聞かれるようになったというふうに私は感じております。性に基いた暴力は、残念ながら、にもかかわらずなくなっておりません。飯塚市が性犯罪や性暴力に対してどのように取り組んでいるのか、また、取り込んでいこうとしているのか、調査していきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「性犯罪・性暴力対策の取組について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「性犯罪・性暴力対策の取組について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

11月12日から25日までは、女性に対する暴力をなくす運動、こういうポスターが各地で張られておりました。あなたが望まない性的な行為は、性暴力です。話すことで力をもらえる場所がある。性犯罪性暴力の相談窓口は、あなたの声を何よりも尊重し、あなたの意思を守ることに全力を尽くします。自分も悪いかもと自分に言い聞かせて、性暴力が無かったことになってしまう前に、まずは、あなたの声を聞かせてください。私は本当にこのポスターを見たときに本当に、久しぶりにいいポスターだなとすごく思いました。どれだけこのポスターを見て、助かる人があるのかな、自分の声を上げてもいいって思う人があるのかなと思うと、大変心強く思いました。また、市役所1階のエレベーターのすぐ目の前に、オレンジ色やパープルのツリーと一緒にこのポスターが掲げられておりました。何も感じない人もいるかもしれません。しかし、数人でも、何人かでも、これは大変だと思う気持ちが、私たちは、助かる人を救う一歩になるのではないかと、今回、質問させていただきます。

性犯罪性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為で、心身ともに長期にわたる深刻な影響を及ぼす許されない人権侵害です。私も様々な被害者の話を聞いてまいりました。家族から性行為を強要され、一生悩み続けている人、また、路上で知らない人から性行為を無理やりされた人、また、デートDVでこれは仕方ない、彼氏だから仕方ないと思って諦めた人。多くの人の声を私は聞いてまいりました。国は、2020年から22年度まで、この3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育啓発の強化に関連機関が連携して、速やかに集中的に実行するとされています。

また、福岡県は、2020年5月に、福岡県性暴力根絶条例を全面施行し、市町村の責務として、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備と、性暴力根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力根絶及び性暴力被害者の支援に関する住民の理解を促進するように努めるとされています。これらの国の方針、県の条例に対し、本市はどのような方針を示されてありますか。

○男女共同参画推進課長

令和4年度から5年間を計画期間とする第2次飯塚市男女共同参画後期プランにおいて、性暴力の防止と被害者支援を明記し、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力根絶及び性暴力被害者の支援に関する市民の理解の促進を図ることとしております。

○金子委員

実際、この第2次飯塚市男女共同参画プランと、この後期プランを読み比べてみました。したらこの19ページに、大変よく分かる図がありました。この中で、基本理念は、男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全、安心に暮らせる社会の実現があります。基本目標が、あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり、2番目として、あらゆる分野における女性の活躍推進、3番目、男女がともに支え合い、安全、安心で住みよいまちづくりというふうにあります。またその後、重点目標が幾つか述べられており、施策の基本的方向が幾つかまたそれぞれにあります。ここで、一番の違いが2点ありました。1つは、あらゆる年代における男女共同参画への意識づくりの中に、今までの参画プランになかったものが載っていました。それはSDGsの理解促進でした。また、もう一つ大きく違っていたところが、男女がともに支え合い、安全・安心で住みよいまちづくりの重点目標の3番、性の尊重とあらゆる暴力の根絶、ここは前の参画プランは、あらゆる暴力の根絶と被害者支援という項目でしたが、今回の施策、基本的方向として、2つに分けられました。1つが、配偶者等か

らの暴力の防止及び被害者支援、もう一つが、性暴力の防止及び被害者支援、つまり配偶者等からの暴力と性暴力防止が2つに分けられたということです。この2つに分けられた理由について、お答えください。

○男女共同参画推進課長

性暴力の被害後間もない方は、妊娠の可能性もありますが、72時間以内であれば、緊急避妊薬の服用により、ほとんどの場合、望まない妊娠を防ぐことができます。また、性被害後しばらくたってから心と体に変化が生じる場合も多くあり、専門的機関で総合的に相談を受けることが、被害者の負担軽減につながります。このように、性暴力被害者支援では、緊急、または本人が希望する時期に、専門的機関につなぐことが重要であり、関係機関が連携して支援する配偶者等からの暴力とは、対応が異なります。そのため、質問委員も言われましたように、前期プランでは、あらゆる暴力根絶と被害者支援に、性暴力についても含んでおりましたが、後期プランでは、性暴力の防止及び被害者支援に施策を追加し、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援と分けております。

○金子委員

やはり性暴力に関しては、緊急性を有するということに特化して力を入れていきたいということでしょうか。

○男女共同参画推進課長

質問委員の言われるとおりです。

○金子委員

ではこの3番の、性暴力の防止及び被害者支援について、実際にどのような取組を具体的にしているのか、お示してください。

○男女共同参画推進課長

年間を通して、国や県の啓発チラシを、男女共同参画推進センターをはじめとする公共施設に配架しております。あわせて、市の実施する女性のためのサンクス相談室や、福岡県の性暴力被害者支援センター福岡などに名刺サイズのカードを公共施設などの女子トイレなどにおいて、相談窓口の案内を行っております。なお、毎年11月12日から25日までの女性に対する暴力をなくす運動期間につきましては、内閣府が作成した性暴力防止のポスター及び日本産婦人科医が作成した若年層向きの性に関する情報と相談先を掲載したつながるBookを、本庁や各支所、交流センターに掲示をいたしました。また、毎年11月市報では、DVなどの情報を掲載しておりますが、今年度は、性暴力をなくそうをテーマに、性的な動画の撮影被害や、恋人からの暴力被害についての被害の事例及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターやSNS相談などの性暴力被害者の相談機関の広報啓発を行っております。

○金子委員

実際、この後期プランを見たところ、施策項目として、性暴力に関する広報啓発、また、命の安全教育とあります。しかしさっき言われたのは、緊急性を要するための具体的な施策が必要だとお考えだということでしたけれども、この施策にはそのことが詳しく載っていないんですけど、それに対してはどのように施策を取っていくおつもりか教えてください。

○男女共同参画推進課長

施策に詳しく載せることができおりませんので、次期プランのときに、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○金子委員

やはり、もともとその施策を2つに分けたのは配偶者等からの暴力防止と性暴力の防止は特にこの性暴力に関しては、緊急性を要することが必要だという考えで、もともと2つに分けたんだけれども、具体的なものが載っていないというふうにお認めだということでしょうか。

○男女共同参画推進課長

緊急性につきましては、プランの中に明示できていないと考えております。

○金子委員

せっかく思いがあつての施策の基本的方向だと思います。それをしっかりプランに載せることがまず大切なので、そこを改定していくように、また、やっておいてください。では、実際このプランに載っている性暴力に関する広報・啓発、命の安全教育この2つありますけどこの二つについてそれぞれお尋ねいたします。まずは、相談機関の広報・啓発に関して具体的な取組について教えてください。

○男女共同参画推進課長

性暴力の被害者の支援につきましては、先ほどご説明しましたように、性暴力に遭われた方は、被害後間もない方や、被害後しばらく経った方では、情報や相談内容が異なります。本市において、現在まで性暴力の相談の被害はあっておりませんが、相談があつたときは、被害者の意思を尊重しながら、相談内容の聞き取りを行い、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの専門員への相談が円滑に行えるように支援をしてまいりたいと考えております。

○金子委員

まず、広報をしっかりとお願いいたします。では、命の安全教育ということで、発達段階に応じた命を大切にする、性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を行いますと取組内容になっております。具体的な取組を教えてください。

○男女共同参画推進課長

本市におきましては、令和5年度は、小学5年、6年生、令和6年度は、中学生を対象に、性暴力対策アドバイザーが派遣されると、教育委員会に確認しております。

○金子委員

令和5年とおっしゃいましたが、令和4年は何もないということでしょうか。

○男女共同参画推進課長

令和4年度から県の事業が実施されておりますが、本市におきましては、4年度は該当している学校はないと聞いております。

○金子委員

県の性暴力根絶条例に関してはそれをできるとなっていると思うんですけど、市として何か取組に書いていますので、何か考えていることがあれば教えてください。

○男女共同参画推進課長

国や県から発出された性暴力や命の安全教育に関する通知を各学校に送付しているということは聞いておりますが、詳しい内容については、存じておりません。

○金子委員

よく、ジェンダー平等や男女共同参画推進は、横串と言われております。男女共同参画推進課だけではなくて、学校教育とか、様々なところに横串を刺していくことこそが、男女共同参画推進課のすることだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。また、子どもの性的虐待、もう全国的にも、もう毎日のように報道されております。飯塚市におきましても、昨年度、児童虐待に関する状況の報告書の中では、性虐待として初めて報告されておりました。5組12件が、性虐待という報告がありました。性虐待は、よく氷山の一角とも言われております。本市におきまして、どれだけの子どもたちが、この性虐待に悩まされており、今も悩まされており、今後も悩まされ続けるのか。この人がどんな人生を送っていくのかと考えたときに私たちの役目、大人としての役目は大変重要だと思いますが、男女共同参画推進課として、児童の性虐待について把握が必要だと思いますが、所管されております子育て支援課とどのように連携されておりますか。

○男女共同参画推進課長

子育て支援課との連携につきましては、当課がDV等被害者の相談で、18歳未満の子どもがいる場合は、子ども家庭総合支援拠点の担当職員が同席し、一緒に相談を受ける体制を整えております。また、子育て支援課が把握している、面前DVにつきましては、その情報を共有し、DV等被害者の支援が必要なときに、迅速に対応できるように、現在連携をしております。

○金子委員

DVや面前DVは、本当に関係があると、もう周知の事実というか、よく言われていることだと思います。しっかり連携して、DVや面前DVがないまちに、しっかり連携していくようお願いいたします。

それから、性犯罪性暴力の被害者にならないためには、その予防も大切だと思います。3月の所管事務調査でも、私はJKビジネスやアダルトビデオについての防止策についてお聞きいたしましたけれども、この若年層の啓発については、何か考えられていること、実際にやっていることがあればお聞かせください。

○男女共同参画推進課長

アダルトビデオ出演被害防止救済法の啓発ステッカーを、内閣府男女共同参画局が作成しております。そのステッカーを活用いたしまして、今後、準備しておりますので、今後、いろんな場所で、若年者への啓発を進めてまいりたいと考えております。

○金子委員

ステッカーもやはり男女共同参画局が作成したもので、実際に、飯塚市の男女共同参画推進課として何ができるかということは考えておられますか。

○男女共同参画推進課長

今後の検討になりますが、チラシ等の配布を検討したいと考えております。

○金子委員

今年が最後の3か年が、国が示した3か年ではあるという先ほど私申しましたが、福岡県は全国でも珍しく、性暴力根絶条例は珍しくて、初めて取り組んでいる唯一の県です。様々な取組があって、その中で例えば、小学校の低学年、高学年、中学生、高校生、専門学生、大学生、5つのパンフレットが用意されています。ホームページにも載っておりますので、それを活用する等の呼びかけ等できることだと思いますので、しっかりやっていただきたいと思っております。では、性被害者支援についてももう少しお聞かせください。

○男女共同参画推進課長

先ほどの答弁と重なりますが、性被害に遭われた方は、被害後間もない方、しばらくたった方での状況が違いますので、現在その被害の相談はあっておりませんが、迅速に、緊急性がありますので、迅速に対応するために、専門の機関へ円滑につないでいきたいと思っております。

○金子委員

性被害というのは本当に相談しにくいものです。かなりの数が、されていても、遭っていても、黙っていくというのが、このプランのアンケートからも分かりました。しかし、それが無いものではありません。絶対にあるものです。それをどう引き出していくか、どう相談してもらえるようになるかというのがまずは大事だと思います。飯塚市が残念ながら、その公共施設の公共の相談として本当に数が上がっていない。ということを実感に受け止めて、どうしたら、相談に乗ってもらえる体制が作れるのかということも、もう少し具体的に考えていただきたいと思っております。また、このDVも、性に基づく暴力、性暴力だと考えます。そのDVの支援はどのように行っておりますか。

○男女共同参画推進課長

DV等被害者からの緊急な相談にも迅速に対応できるように、本年4月より相談員を1名配置しております。なお、本年4月より開始いたしましたDV等被害者のワンストップ支援においては、相談者の安全を確保し、安心して手続きができるように、被害者を移動させることなく

担当職員が、被害者が待機している部屋に出向いて、住民票の移動や、それに付随する手続を行っております。また、被害者が不安に感じている様々な相談に、関係課が対応するとともに、相談内容によっては、関係機関とも連携して支援を行っております。

○金子委員

本当によかったと思います。安心して相談ができる体制が、相談員を1名配置することによってできたというのは本当によかったなとつくづく思っております。今回は性犯罪性暴力の対策について、取組を聞いてまいりました。国の法律、男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題と位置づけていますというふうに、この後期プランにあります。本当に最重要課題だと考えております。ぜひ、このことを進めるために、本市がどのようにやっていくのか、藤江副市長、お考えをお聞かせください。

○藤江副市長

女性に対する暴力を根絶するためには、暴力を容認しない社会環境の整備、また、暴力根絶のための基盤づくりの強化、被害者に対しては、国、県、市町村が連携し、専門的な支援を早期から切れ目なく包括的に提供する必要がございます。性被害やDV等の被害者支援は、早期に被害者の方に、安心してSOSの声を上げていただくことが重要になります。そのため、本市といたしましては、国や県の政策の動向を注視することはもちろんではございますが、性被害、性暴力やDV等は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり、重大な悪影響を及ぼすものであることから、教育や啓発に力を入れるとともに、安心して相談できる体制が重要と考えております。例えば、対面相談に加えまして、SNSの活用などにより、相談方法を拡充することによって、これまで声を上げられなかった、相談できなかった人が相談につながったという国の調査研究の結果も出ております。これらを参考にしながら、相談体制の拡充につきまして、研究してまいりたいと考えております。今後も、女性への暴力根絶のため、担当課だけではなく、市長部局、教育委員会などとも連携して、取組を推進してまいります。

○金子委員

心強いお言葉ありがとうございます。本当に男女共同参画推進課だけではとてもできることではありません。どの課も、全ての女性が関わっている課です。そこをしっかりと考えながら、男女共同参画、また、ジェンダー平等を進めて、誰もが住みやすい飯塚市を目指していきたいと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、御手元の資料によりご報告いたします。今回ご報告

をいたします工事は、専門工事3件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、1件目につきましては、専門工事舗装に、2件目につきましては、専門工事電気A等級に、3件目につきましては、専門工事とび（交通安全）に登録されている市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。新体育館建設舗装工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5686万2300円、落札率90.58%で、有限会社MECが落札しております。なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります5者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。穂波グラウンド照明改修工事につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5260万3100円、落札率91.99%で、有限会社ショウデンが落札しております。なお本件の入札につきましては最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。市民公園テニスコート、外構工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6165万5千円、落札率90.61%で、東洋興産株式会社が落札しております。なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。以上、工事請負についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。